○財務省告示第六十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十二年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年二月二十六日

財務大臣　菅　直人

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十二年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	○・八○トン
四	二七、五三六トン
五	一、二一二トン
六	一一トン
七	四・八六トン
八	○・三二トン
九	三四、一八九トン
一○	五、八二九トン
一一	三一○トン
一二	五六、九五八トン
一三	四、二四六、○二五トン
一四	一、一七一、二七九トン
一四の二	四二一、九九六トン
一五	六○二トン
一六	一二、五八四トン
一七	一一○、九六四トン
一八	一二、四四三トン
一九	六五○トン
二○	二二五トン
二一	二○、○七八トン
二二	三五七トン
二三	四、七○五トン
二四	二五トン
二五	○トン
二六	四、五○二トン
二七	八、六一一トン
二八	九トン
二九	六四二トン

○財務省告示第六十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十二年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年二月二十六日

財務大臣　菅　直人

平成二十一年度の初日から平成二十二年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十七万六千七百十二トン

二　冷凍牛肉　二十一万八千五百九十六トン

○財務省告示第六十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十二年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年二月二十六日

財務大臣　菅　直人

平成二十一年度の初日から平成二十二年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五十三万二千五百六十八トン

二　生きている豚及び豚肉等　五十三万二千五百七十四トン

○国税庁告示第四号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十六日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人アジア教育友好協会	東京都港区芝三丁目三番一○号芝園オーシャンビル八階	谷川　洋	平成二十二年三月一日から平成二十七年二月二十八日まで
特定非営利活動法人アフリカ野球友の会	東京都世田谷区松原五丁目二五番二一号	友成　晋也	平成二十二年三月一日から平成二十七年二月二十八日まで
特定非営利活動法人神奈川海難救助隊	神奈川県横浜市神奈川区東神奈川一丁目八番地一	小松　俊一	平成二十二年三月一日から平成二十七年二月二十八日まで
特定非営利活動法人サイド・バイ・サイド・インターナショナル	東京都世田谷区宮坂三丁目三五番二二―一一一号	佐々木浩二	平成二十二年三月一日から平成二十七年二月二十八日まで

二　別表特定非営利活動法人ヴォース・ニッポンの項中「平成二十二年四月三十日」を「平成二十七年四月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人霧多布湿原トラストの項中「平成二十二年五月三十一日」を「平成二十七年五月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人くびき野エヌピーオーサポートセンターの項中「平成二十二年四月三十日」を「平成二十七年四月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人蔵前バイオマスエネルギー技術サポートネットワークの項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センターの項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人シェア国際保健協力市民の会の項中「平成二十二年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改め、同表特定非常利活動法人多言語社会リソースかながわの項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会の項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人難民支援協会の項中「平成二十二年四月三十日」を「平成二十七年四月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人日仏芸術文化協会の項中「平成二十二年七月三十一日」を「平成二十七年七月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人日本地雷処理を支援する会の項中「平成二十二年五月三十一日」を「平成二十七年五月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人ユニフェム日本国内委員会の項中「平成二十二年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

○国税庁告示第五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十六日

国税庁長官　加藤　治彦

別表特定非営利活動法人文字文化研究所の項中「特定非営利活動法人文字文化研究所」を「日本文字文化機構特定非営利活動法人」に改め、「京都府京都市中京区東洞院通錦小路上ル元竹田町六三六番地九」を「京都府京都市右京区常盤下田町二○番地グランドパレスもと庄屋二○九号室」に改める。